

# 令和4年度第6回あわらし農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年9月27日（火）午後1時30分から2時51分まで

2. 開催場所 あわらし市役所 3階 全員協議会室

3. 出席委員（12人）

会長 12番 丸谷 浩二

会長職務代理 2番 藤野 雄次

委員 1番 川端 伸造

3番 北田 和彦

4番 糠山 秀雄

5番 舘 邦夫

7番 三上 将治

8番 宮腰 茂雄

10番 長谷川太佑

11番 林 恵子

13番 北 廣見

14番 朝倉 雪

4. 欠席委員（2人）

6番 松井 成樹

9番 谷川 聡志

5. 議事日程

第1 開会

第2 会長挨拶

第3 業務報告

第4 議事録署名人の指名

第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 現況証明願について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画  
について

議案第5号 農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の決定及び農地利用配  
分計画（案）について

議案第6号 「農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について」に  
関する内容修正について

報告第1号 田から畑への形質変更届出の報告について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について

第6 その他

(1) 10月の農業委員会定例総会開催予定について

(2) その他

第7 閉会

6. 事務局 局長 東 俊行  
同補佐 高嶋 良子  
主査 松村 邦弘  
主事 伊藤 祥恵

7. 会議の概要

◇ 開会宣言

局長： 皆様、お疲れさまです。定刻ちょっと前ではございますが、ただいまからあわら市農業委員会定例総会を開会いたします。総会の開会に当たりまして、丸谷会長からご挨拶をいただきます。お願いいたします。

◇ 会長挨拶

【会長 挨拶】

◇ 定足数の確認

事務局： それでは、本日の出席状況をご報告いたします。委員総数24名中、本日の出席委員は20名でございます。なお、6番松井委員、9番谷川委員、推進委員の堀川委員、深川委員からの欠席の届出がございました。また、1番川端委員より遅刻の届出がございました。したがって、委員総数過半数のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

◇ 業務報告

事務局： 続きまして、日程第3「業務報告」を申し上げます。

【業務報告の朗読及び説明】

それでは、ここからの進行は丸谷会長にお願いいたします。

◇ 議事録署名人の指名

議長： それでは、日程第4「議事録署名人の指名」を行います。本日の議事録署名人は、10番長谷川委員、11番林委員の両名をお願いいたします。

◇ 議 事

議長： 日程第5、議事に入ります。

◇ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長： 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局： 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご説明いたします。2ページにお進みください。

今回、2件の申請がございました。

1番につきましては、譲渡人は堀江十楽にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。譲受人は堀江十楽にお住まいの〇〇〇さんでございます。〇〇〇さんの耕作面積は田1万1,714㎡、畑1,178㎡でございまして、耕作人員は3名、申請農地は堀江十楽地係の畑133㎡でございます。

3ページをお開きください。3ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われまます。

2番につきましては、譲渡人は矢地にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。譲受人は矢地にお住まいの〇〇〇さんでございます。〇〇〇さんの耕作面積は田8,049㎡、畑1,131㎡でございまして、耕作人員は1名、申請農地は矢地地係の畑266㎡、矢地地係の畑595㎡でございます。

4ページをお開きください。4ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われまます。

以上で説明を終わります。

議長： それでは、次に、地区担当委員の説明ですが、番号1番について、担当は6番松井委員ですが、本日欠席の届出が出ておりますので、先ほどの事務局の説明に代えさせていただきます。

続きまして、番号2番について、8番宮腰委員、お願いします。

8番： 〇〇〇さんから申出ありまして、農家組合長さん、区長さんの確認の下で、問題ないということで受付いたしました。

議長： ありがとうございます。それでは、この案件についてご質問はありませんか。  
(質問、意見なし)

ないようでございますので、採決に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。よって、許可相当と認めます。

◇ 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長： 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご説明させていただきます。5ページをご覧ください。

今回、案件としては、3件の申請がございました。

番号1番につきましては、譲渡人は市姫二丁目にお住まいの〇〇〇〇さん、譲受人は福井市中野1丁目にお住まいの〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては大溝三丁目地係の3筆で、登記地目は田と畑、面積は合計487㎡でございます。用途につきましては宅地造成でございます。事由につきましては、譲受人は不動産業を営んでおり、申請地に2区画分の宅地を造成したいとのごことでございます。権利の種類につきましては所有権の移転で、こちらの農地区分につきましては都市計画法上の用途区域内の農地ということで第3種農地でございます。第3種農地につきましては原則転用が可能となっております。場所につきましては6ページ、計画図につきましては7ページ、8ページをご覧ください。

続きまして、番号2番につきましては、譲渡人は市姫三丁目にお住まいの〇〇〇〇さん、譲受人は福井市順化1丁目の株式会社〇〇〇でございます。申請の土地につきましては大溝三丁目地係の6筆で、登記地目は田、面積は合計1,533㎡でございます。用途につきましては宅地造成でございます。事由につきましては、譲受人は不動産業を営む法人であり、申請地に8区画分の宅地を造成したいとのごことでございます。権利の種類につきましては所有権の移転で、こちらの農地区分につきましては都市計画法上の用途区域内の農地ということで第3種農地でございます。第3種農地につきましては原則転用が可能となっております。場所につきましては9ページ、計画図につきましては10ページ、11ページをご覧ください。

続きまして、番号3番につきましては、譲渡人は北潟にお住まいの〇〇〇〇さん、譲受人は温泉4丁目の有限会社〇〇〇でございます。申請の土地につきましては北潟地係の1筆で、登記地目は田、面積は499.77㎡でございます。用途につきましては店舗建築でございます。事由につきましては、譲受人は所有権を移転し、申請地

にカフェを建築したいとのごことでございます。権利の種類につきましては所有権の移転で、こちらの農地区分につきましては農業公共投資の対象となっていない小規模な農地ということで第2種農地でございます。第2種農地につきましては、代替性がない場合もしくは例外規定に該当する場合に転用が可能です。今回は隣接している雑種地である北潟地係の1筆と一体として利用する計画であるため、転用が可能と判断されるものでございます。場所につきましては12ページ、計画図につきましては13ページから15ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長： それでは、地区担当委員の説明ですが、番号1番について、5番館委員、お願いいたします。

5番： 1番及び2番をともに報告いたしますけれども、先ほど事務局の報告にありましたように、用途区域内の農地ということで法的には全然問題なくて、良というふうに判断いたしました。

以上です。

議長： 続きまして、番号3番について、10番長谷川委員、お願いします。

10番： 譲渡人の方のほうは、畑について管理がちょっと困難で、誰かやっていただきたいというお話もありました。譲受人のほうはカフェをしたいということで、双方の話がちょっと一致していたのと、また、区長さん、農家組合長さんの判こも押していただいて、それも確認した上、判こを押させていただきました。

以上です。

議長： ありがとうございます。それでは、この案件について、本日、現地調査を行っておりますので、調査結果の報告を11番林委員、お願いします。

11番： 本日朝9時から、谷川委員、長谷川委員、それから事務局の方1名と共に現地調査に行きました。事務局の説明どおりで、特に問題はないと思われまます。

以上です。

議長： ありがとうございます。それでは、本案件についてご質問はありますか。

(質問、意見なし)

ないようですので、採決に入ります。議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。よって、県に進達するものといたします。

◇ 議案第3号 現況証明願について

議長： 次に、議案第3号「現況証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、議案第3号「現況証明願について」、説明させていただきます。17ページをご覧ください。

今回、案件としては、3件の申請がございました。

番号1番につきましては、申請人は北潟にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては滝地系の1筆で、面積は974㎡、登記地目は畑、現況は非農地でございます。事由につきましては、申請地は昭和50年頃までは農地として利用されていましたが、昭和51年頃に養豚場が建築され、以後、宅地として利用され現在に至っているとのことで、今回、地目変更したいとのことでございます。場所につきましては18ページをご覧ください。

続きまして、番号2番につきましては、申請人は二面にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては二面地系の1筆で、面積は660㎡、登記地目は田、現況は非農地でございます。事由につきましては、申請地は昭和40年頃までは農地として利用されていましたが、同年に住宅等が建築され、以後、宅地として利用され現在に至っているとのことで、今回、地目変更したいとのことでございます。場所につきましては19ページをご覧ください。

続きまして、番号3番につきましては、申請人は山室にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては山室地系の1筆で、面積は588㎡、登記地目は田、現況は非農地でございます。事由につきましては、申請地は昭和26年頃から耕作放棄され、以後、山林原野化し現在に至っているとのことで、今回、地目変更したいとのことでございます。場所につきましては20ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長： それでは、地区担当委員の説明ですが、番号1番及び3番について、4番糠山委員、お願いします。

4番： 1番ですけれども、事務局からお話あったとおり、昭和51年頃から宅地として利用されていて今現在に至っています。区長さんの承認を得て、異常はないということになりました。

あと3番、あわら市の山室ですけれども、昭和26年頃から耕作が放棄されてるとい

うことで、現在に至っているということで、〇〇〇〇さんの会社が貸していただきたいというご説明がありましたので、区長さんに承認を得て、印鑑をいただいたということでございます。

以上です。

議長： 次に、番号2番につきましては、1番川端委員が担当でございますが、まだお見えでないので、事務局の説明に代えさせていただきますと思います。

次に、本案件につきましても、本日、現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して11番林委員に調査結果の報告をお願いします。

11番： こちらも、本日午前9時から、谷川委員、長谷川委員、それから事務局の方と現地調査に行きました。やはり、この山室のところはかなり山林が荒れてひどく原野化されていて、そのほかのところも事務局の説明どおりで、特に問題はないと思われれます。

以上です。

議長： ありがとうございます。それでは、本案件につきましてご質問はありますか。  
(質問、意見なし)

ないようですので、採決に入ります。議案第3号「現況証明願について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。よって、承認することいたします。

#### ◇ 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

議長： 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」、ご説明いたします。21ページをお開きください。農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、あわら市から別添のとおり農用地利用集積計画が提出されたので、その決定を求めます。

22ページにお進みください。公告予定日につきましては令和4年9月30日金曜日でございます。借手、貸手とも2人でございます。利用権設定面積は、賃貸借が8筆、4,698㎡のうち再設定が7筆、3,244㎡でございます。期間別内訳は、4年の田が7筆、3,244㎡、10年の畑が1筆、1,454㎡でございます。

23ページをお開きください。集落別内訳でございます。井江葎の田が7筆、矢地

の畑が1筆となっております。利用権移転につきましてはございませんでした。所有権移転につきましては、1件申請がございまして、面積は7,351㎡でございます。嘱託登記の請求もございました。

ここで、農業経営基盤強化促進法の所有権移転につきまして、簡単に制度の説明をさせていただきます。別添のA4の資料をご覧ください。

まず、この所有権移転につきましては、手続の流れとしまして、農業経営基盤強化促進法の利用権設定と同じとなっております。市で作成した農用地利用集積計画を農業委員会で決定し、市で公告することで法的な効力を生じます。農地の所有権移転は、一般的に農地法3条で行いますので、3条との違いを簡単に表でまとめましたので、資料の表をご覧ください。

まず、譲受人の要件としましては、農地法3条が5反以上の経営面積と許可要件としているのに対して、促進法のほうでは面積等の要件はなく、基本的には認定農業者であり農振農用地の所有権を移転することが対象となります。また、集積を図ることを目的としておりますので、所有権移転が行われる地域の担い手となっている農業者が対象となります。また、促進法のほうでは税制上の優遇措置が幾つかございまして、まず、所有権移転登記の際に発生する登録免許税につきましては、税率が2%から1%に軽減されます。次に、譲受人にかかる不動産取得税につきましては、土地の価格から3分の1が控除されます。最後に、土地を売ったときに発生する譲渡所得税につきましては、譲渡所得から800万円が控除されます。また、促進法のほうでは、請求があった場合には、市のほうで嘱託登記ができる制度となっております。

続きまして、議案の説明に戻りたいと思います。

議案書の24ページにお進みください。集積計画の決定についてでございます。番号1番につきましては、譲渡人は〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇〇でございます。〇〇〇は認定農業者でございます。権利の種類といたしましては所有権の移転でございます。申請地は山十楽地係の畑7,351㎡の1筆でございます。利用目的はソバ、大豆で、権利の移転時期につきましては令和4年10月7日でございます。土地の対価につきましては全体で200万6,823円、対価の支払い期限は令和4年10月7日でございます。支払い方法は指定口座への振込でございます。

25ページをお開きください。2番につきましては、借受人は矢地にお住まいの〇〇〇さんでございます。矢地の田7筆でございます。利用目的は水稻で賃借権の設定、10a当たり賃借料は6,000円でございます。期間につきましては令和5年4月1日から令和9年3月31日まででございます。再設定でございます。

3番につきましては、借受人は坂井市三国町にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。井江葎の畑1筆でございます。利用目的は果樹、ブドウで賃借権の設定、賃借料は10a当たり1万円でございます。期間につきましては令和4年10月1日から



令和14年9月30日まででございます。新規設定でございます、用水費は貸主負担でございます。

これら全ての農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議長： 本案につきましてご質問はありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ないようですので、採決に入ります。議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。よって、決定することといたします。

◇ 議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画(案)に対する意見について

議長： 次に、議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画(案)に対する意見について」、ご説明いたします。26ページにお進みください。あわら市から別添のとおり農用地利用集積計画が提出されたので、農業経営基盤強化促進法第18条の規定によりその決定を求めるとともに、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求めます。

27ページをお開きください。公告予定日につきましては令和4年9月30日金曜日でございます。貸手につきましては6人でございます。利用権設定面積は、賃貸借が21筆、3万2,661㎡でございます。集落別内訳は、二面の田8筆、下番の田9筆、桑原の田4筆でございます。

28ページにお進みください。集積計画の決定についてでございます。1番、2番につきましては、二面の田8筆でございます。利用目的は水稻で賃借権の設定、賃借料は10a当たり6,000円でございます。耕作予定者は〇〇〇〇でございます。

29ページまでまたがっております。3番から5番につきましては、下番の田9筆でございます。利用目的は水稻で賃借権の設定、賃借料は10a当たり5,569円から1万4,525円でございます。耕作予定者は〇〇〇〇さんでございます。

6番、7番につきましては、桑原の田4筆でございます。利用目的は水稻で賃借

権の設定、賃借料は10 a 当たり 1 万1,200円でございます。耕作予定者は〇〇〇〇でございます。

これらの農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長： 本案についてご質問はありませんか。

5 番： 28ページ、29ページの耕作予定者は書かれてるんですけども、25ページにあったような用水費をどちらが負担するかということが書かれてないと思うんですけど、これはどうなってますか。

事 務 局： 用水費についても、契約書に載せてはいるんですが、議案には記載していません。今、ここでどちらが負担かということまで、ちょっと覚えてはいないんですが、用水費はどちらが負担するかは報告をいただいています。

5 番： 後ほど、もし分かったらでいいんで、参考に聞く程度ですけども、分かったら教えてください。

議 長： ほかに質問はありませんか。

(質問、意見なし)

ないようですので、採決に入ります。番号3番から5番につきましては〇番〇〇〇〇委員が関係していますので、まずそれらを除く1番から2番、6番から7番についてを採決いたします。

議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」、1番から2番、6番から7番に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。よって、決定することといたします。

〇〇〇〇委員、退席をお願いします。

(〇番〇〇〇〇委員退席)

それでは、番号3番から5番について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。よって、決定することといたします。

〇〇〇〇委員、入席してください。

(〇番〇〇〇〇委員着席)

議案第5号につきましては、ただいま採決をいたしまして、全員賛成によって、

決定することといたします。

◇ 議案第6号 「農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について」に関する内容修正について

議長： 次に、議案第6号「農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について」に関する内容修正についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、議案第6号「農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について」に関する内容修正について、ご説明させていただきます。第4回あわら市農業委員会定例総会にて審議しました「農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について」に関し、その後福井県より、計画の内容について修正し、再度農業委員会で協議するよう指摘がありましたので、今回議題に上げさせていただきました。協議が必要となりますのは、〇〇〇〇株式会社と〇〇〇株式会社の農振除外に関する計画についてです。

まず、〇〇〇〇についてご説明いたします。30ページをご覧ください。〇〇〇〇は平成30年度に工場整備を計画し、農振除外、農地転用の手続を行い、県の同意を得ています。昨今、新型コロナウイルス感染症拡大により建築資材が高騰したことにより、資金調達等の理由のため現在に至るまで工場の整備はしていません。その後、社内で事業計画について検討、見直しをした結果、今後の事業拡大も見据えた工場整備として既存社屋に隣接した新工場を整備することとなりました。これに伴い、往来の利便性、効率を考え、既存社屋と新工場の間地点に従業員駐車場を整備する必要もあるため、今回の計画地（指中地係の10筆、うち農用地区域内1万6,709㎡）に従前の計画地を加え、合計2万3,653㎡において工場及び駐車場を整備することを新たに計画しました。今般、転用事業者は事業到達できるだけの資金調達が完了し、計画実現のめどが立ったため、従前の利用計画を変更することとなりました。

31ページをご覧ください。平成30年度の事業計画地は赤枠内の土地、今回新たに計画した事業計画地は緑枠の土地となります。

続きまして、〇〇〇について説明いたします。32ページ、33ページをご覧ください。〇〇〇の現在の計画では、農振農用地である東善寺地係の田2筆が分断されるおそれがありますが、この田んぼを耕作されている方は認定農業者に該当せず、また今後この地域で集落的営農の見込みがないため農用地の集団化に対する支障はなく、またこれまで使用していた農道と用排水路、こちらの図の黄色い線ですね。こちらを残す計画となっているため、農業上の効率的、総合的利用への影響はありません。

34ページをご覧ください。こちらは前回の審議から変更があった点としまして、

前回は提出した計画図面では、黄色枠の中の駐車スペース、こちらが乗用車113台分のスペースが記載されていましたが、その後変更があり、乗用車74台分と大型トラックの待機場を整備する計画となりました。

以上で説明を終わります。

議長： まず、本案についてご質問はありませんか。

これ、前ここにかかったときは、最初の計画で出てきたわけやろ、この審議したときには。

事務局： 審議したときは、この緑枠の中だけについて、一応資料を出しました。その後福井県のほうから、こちら赤枠のほうはまだ、以前、農振除外、農地転用したけれども、転用目的のものが建っていないので、どうしていくかということでこちらも併せて、こちらを駐車場として整備するというのであれば、今回の計画と前回の計画を合わせたものにして、もう一度計画づくり直してほしいということで指摘がありました。

議長： ちょっと分かりにくいな。

どうですか、皆さん。ご質問ありませんか。

2番： 何を協議すればいいか分からなくなったんですけど、今言われて、少しは。

前回かかったのはこの緑枠のことをかかったんやね。急に言われても判断に困るという話だった。県のほう行ったら、今度は赤枠も少し変わってるというんで、一緒にまた協議し直せということですか。そういう理解でいいでしょうか。

事務局： そうですね。今回、こちらの赤枠も含めて計画を修正することについて、もう一度協議してほしいという意見でございます。

5番： 質問ですけど、今のご質問とちょっと直接は関係ないと思うんですけど、この30ページの冒頭のほうに、転用手续を行って県の同意を得てるという文章があるんですけど、この県の同意というのは、どういう必要性があってこの同意が必要なんですかね。

事務局： まず、農振除外については、あわら市の農業振興地域整備計画、こちらを変更するために当たって、県の同意も必要になります。農地転用については、県が許可権者になりますので、〇〇〇〇が転用の申請を行って県から許可を得ているということになります。

5 番： その県の許可が必要というのは、この土地の面積が広いという意味ですか。それとも、何か別の規制に引っかかるんで、県の同意が必要になったということなんですかね。

事務局： 農振除外をするには必ず県の同意が必要になりますし、農地転用についても、面積等は特に関係なく、県の許可が必要になります。

5 番： 念のためお聞きしますが、その農地転用の手続で県の許可が要というのは、今までずっと今日議論した中で、農地転用とかいろいろあるのは別に県のどうのこうのって話までは出てませんが、ここで出てくるのは何か理由があるんですか。

事務局： ここで出てくるというのは？

5 番： ○○○○。

事務局： 一応、農地転用の許可まで得ていて、けど、前回農地転用の許可を得たときの目的の建物が工場となってまして、それが今現在、まだ何も整備されてない状況です。今回、駐車場にその工場ではなく、新たに整備する計画を立てるということなので、転用のその目的も変わることになりますので、一応今回こちらに上げさせていただきます。

辻下推進委員： どうも農業委員会との関わりが説明されてないんで、ちょっと分かりにくいのかなと僕は思うんですけど。

議長： 事務局、案件によっては、全て県へ行って、県から最終的には許可が出るというふうな形があるので、そこら辺を説明しないと分らんのかも。もしね。

局長： 農地転用に関しては、あくまでも、この農業委員会で県のほうに上げていかと、進達していかということ審議いただいています。それで、県のほうに進達をして、県のほうで決定をするという流れになってますので、この農業委員会で決定することにはなってません、農地転用に関しましては。農振除外に関しましても同じような流れになっています。なので、今回のこれに関しましても、前回の農業委員会のほうで農振除外についてお諮りさせていただいて、県のほうに提出をしたところ、県のほうから、今ほど説明がありましたが、この赤枠のほうは平成30年度にもう既に工場を建てるという目的の下、農振除外の同意が出ているんですね。○○○○さんはそのままにしておきまして、もうちょっと大きな工場を建てたいという

ことで、今回この緑枠のほうも農振除外して農地転用して、大きい規模の工場を建て、その代わりこの赤枠の工場を建てると言ってたところを駐車場にするというように形になっています。それで、前ははその緑枠のほうしかお諮りしてませんので、今回この赤枠の手がついていなかったところも含め、これでいいかということをお諮りさせていただいています。

2 番： これでもいいかというのはどういうことなんですか。

局長： これに関して何かご意見、問題ないとか、問題あるとか、いいんじゃないかというようにご意見をお伺いしたいということです。

議長： 今回、緑枠の中を整備するという新しく話が出てきたんで、その前から出てる赤枠のところも、そのような同じ状況でよろしいかというふうに思えばいいんですか。そういう判断すればいいということですか。

事務局： 前回の農業委員会では緑枠だけ審議しましたけれども、この緑枠内の工場整備するに当たって、もともと赤枠内は工場整備を考えていたけれども、駐車場に事業計画変更すると。前回、農地除外、農地転用したときには、工場整備で一応計画、意見照会とか行って通してますけれども、今回変更して一緒に手続きしてくに当たって、特に問題等ないかということ、ちょっと意見いただければなど。

議長： 今、事務局の説明のことについて、ご質問あれば承りたいと思います。

澤田推進委員： この赤枠は、平成30年かそこらに、1回このあわら市の農業委員会で農振転用したやろ？それが、そのまま計画してなかったということやろ？計画通りしなかったということやろ？

事務局： はい。

澤田推進委員： それでそこへ、今年、この緑枠の中だけ審議して申請は上げたけど、県としては、こっちはどうなっているんやという形でもう1回、あわら市としては2つ一緒にひっくるめて、もう1回審議してくれということでしょう。

事務局： はい。

澤田推進委員： なら、それで審議すればいい。

5 番： 言葉変えると、仕切り直しをするって意味ですか。とも違うんですか。

事務局： 一応、その農地転用の手続の中に、もし目的のものと違ってるものを整備したいという案件が後々出てきたら、事業計画変更申請というものがありまして、今回、もともと以前から県と相談してたのは、この手続でいきましょうということで、農振除外に上げるのはこっちの緑枠の中だけで取りあえず行こうってなってたんですけども、県の中で審議とか進めていく中で、こっちも含めてくれということになりまして、新たな事業計画を〇〇〇〇のほうで計画されたということになります。

局長： 仕切り直しというよりも、変更ですね。変更になります。赤枠のほうは、先ほど言ったように平成30年のときにはここに工場を建てますと言っていたものが、工場を建てず、緑枠のほうに工場を建てると。工場も当初の計画よりも大きいものになるということで、この赤枠も、農振除外で農地転用が出ていますので、もうほったらかすわけにもいかないと。あと、ご存じかと思うんですが、この南側のほうにも社屋があるんですね、〇〇〇〇さんの。そのちょうど両方の中間地点に従業員用の駐車場を建設したいと、効率的に使いたいということで、このような計画変更が出てきてまして、農業委員さんにお諮りをするところでございます。

議長： いかがですか、皆さん。

8 番： ここに書いてあるとおりでしょ？ 説明書に書いてある、30年から計画って書いてある。それで変わったからもう1回変更して出すということなんですよ。書いてあるとおりで、そうでしょ？

議長： はい。

2 番： これ、行政的には何か問題があるんですか。

局長： 特に問題ないですね。県のほうからは、計画変更になったことを含めて、あわら市の農業委員会で審議が尽くされていないというふうに言われまして、何も問題がなければ、審議した結果、特に農業委員会のほうでは問題がなかったというふうに県のほうには伝えますんで。

5 番： 質問ですけど、大体の計画自体の変更ということで理解すれば、この話はすっきり行くとは思いますが、ただ気になるのが、平成30年度の一応許可は得ただけでも、新型コロナウイルスとか、建築資材の高騰という理由が出てます

よね。コロナにしろ、建築資材の高騰にしろ、今もずっと続いている、なおさら今、資材は高くなってると思うんですけども、そういうことがありながら〇〇〇〇側の事業拡大というふうな話で、その線が高くなってもいいからやるんやという、そういうふうなことで改めて〇〇〇〇から計画変更の計画が出てきたと、そういうふう

に理解すればいいんですかね。

事務局： 〇〇〇〇の会社の業績みたいなものが、総務省の中に決算報告書みたいなものがありまして、平成30年度以降から一応ずっと業績が上がり続けているような状況でして、今回、この事業拡大もしたいということでこの計画出されて、その資金調達の面でも業績上がってることで、一応実現できそうなめどが立ったため、今回申請されるということで受付しています。

議長： ほかにどうですか、ご意見。

8番： これは、売買とか賃借とか、そういうのは分かるんですか。

事務局： 土地の売買については、赤枠内の土地についてはもう売買終わって、〇〇〇〇の土地になってます。緑枠内の土地については、この農業振興地域からの除外の手続が終わった後、農地転用しまして、それで許可証が出たら所有権移転するということになります。

議長： 〇〇〇〇もそうですけど、もう1件、〇〇〇のほうも同じようなことが出ていますので、両方とも協議をしていきたいなと思います。

ほかにご意見はどうですか。

〇〇〇のほうは、これ、33ページの地図で東善寺地係の田2筆というのを、当初予定していたのを外すってことやね。

事務局： 東善寺地係の田2筆は、もともと計画の中には入っていないです。ただ、ここが今回、〇〇〇の事業計画の中に入らなくて、農振農用地のまま残るんですけども、そうなるも耕作者にとって不便じゃないか、効率的とかそういった面で問題ないかということをお前回県から指摘されまして、こちらに載せてます文書のとおり協議したいということで議題に上げさせていただきました。

議長： これ、農地に関する用水とか排水とか農道とかというのは、支障がないわけやろ？



事務局： それについては、こちら33ページに黄色い線で農道、用排水路を一応示してありまして、こちらはそのまま残す計画となっております。なので、特に問題はないかなと考えています。

議長： ご意見はどうですか。

4 番： 30ページの今回の事業計画で、地域農業振興計画ということで、前から言われてるんですけども、2028年までに15人の従業員を増加させて、5人の農業者を雇用するという事は、2028年までに農業者を雇用するという意味ですか。

事務局： そうですね。2028年までに新たに従業員を雇用して、そのうち5人、大体3割近く農業者を雇用するという計画になります。

4 番： その後、工場を建設すると。

事務局： 工場を建設するに当たって。

4 番： そこが分からないところ、変更があるかもしれないということ？

事務局： ここは、もう変更がないものです。

4 番： ここは大丈夫？

事務局： はい。一応、平成30年度に事業計画したときからは変更してますけれども、今回の2028年までに15人従業員増加させ、5人の農業者を雇用するという計画、こちらは、これから先は特に変更ないかなと考えてます。

4 番： 農業用水とかそういうのは、水稻の田んぼに関して、パイプラインが引いてあると思います。それで、〇〇〇〇がどういうふうに考えているのか、地権者の許可を得てるのか、ちょっと教えていただいて。

事務局： 地権者からは、〇〇〇〇が説明して、印鑑押した状態で申請書を出しています。土地改良についても、その申請書を出す際に、土地改良区の意見書を添付して持っていくます。また、前回、その農業委員会で審議したのと同じように、土地改良区のほうにも意見照会という形で、農林水産課のほうから、今回の計画このとおり進めたいんですけども、どうですかというのを送って、土地改良区から同意書を頂

いてることになっています。

議 長： ほかにご質問ありませんか。

2 番： 話があっち行ったりこっち行ったりして申し訳ないんですけど、33ページのこの写真見ると、東善寺地係の田2筆ですかね、これが今の問題で、ここだけは農振地として残ると。けど、排水も農道も残すから問題ないということやね。で、県はこれを、こんでいいんかと。審議しなさいということですよ。で、ここの地権者の方は、この東善寺地係の田5筆の売買に関して、ちゃんと理解というんか、区長さんやらの判こもあったと前回言ってたんけ、たしか。東善寺地係の田2筆の人はその計画に対して、反対はしてないということですか。

事 務 局： 東善寺地係の田2筆の人についても、〇〇〇のほうから話して、一応問題ないということになっています。東善寺地係の田1筆を坂井市の方がこれ耕作されてまして、所有者も耕作者も一緒。東善寺地係の田もう1筆のほうは、耕作者はその坂井市の方なんですけれども、所有者が〇〇〇〇になっています。今東善寺地係の田もう1筆のほうを、その坂井市の方がいずれは取得したいって考えてはいらっしやって、取得した後は、できれば将来的に〇〇〇の事業用地として渡したいということも考えてるんですけども、今回〇〇〇〇の所有権の手続について、今すぐ解決するのが困難やということで、今回の計画から外されています。

2 番： 将来的には、ここを買う？

事 務 局： そうですね。〇〇〇はこちらも購入したいと考えてはいるみたいです。

議 長： 東善寺地係の田2筆はいましばらくになるか、期間は分からんけれども、農地として使用する分については、何も支障はないというふうに思えばいいんか。

事 務 局： そうですね。農地として使用する分には、耕作者の方からも、特に問題ないというふうに聞いてはいます。特に、自家消費のために、一応耕作してるということなので、集落営農とかそういったものに将来かかってくるということも、今現在、問題は見受けられないかなと考えています。

局 長： 今年も耕作したんやね？

事 務 局： 耕作してますね。

議長： ○○○のほうは特段問題があるとは思わないけれど、○○○○のほうはどうですか。よろしいですか。ご意見よろしいですか。

(質問、意見なし)

ないようですので、採決に入りたいと思います。議案第6号「農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について」に関する内容修正について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。よって、決定することといたします。

◇ 報告第1号 田から畑への形質変更届出の報告について

議長： 次に、報告第1号「田から畑への形質変更届出の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、報告第1号「田から畑への形質変更届出の報告について」、ご説明させていただきます。35ページをご覧ください。

今回、1件の届出がございました。

番号1番につきましては、申請人は公文にお住まいの○○○○さんでございます。申請の土地につきましては公文地系の田で、面積は670㎡のうち277.75㎡でございます。形質変更の理由につきましては、田としての利用が難しくなったため、一部埋立てを行い、畑として利用したいとのことでございます。場所につきましては36ページ、計画図につきましては37ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長： それでは、地区担当委員の説明を求めます。番号1番について、7番三上委員、お願いいたします。

7番： 現地において、区長及び農家組合長、本人立合いの下、確認をいたしました。以上です。

議長： ありがとうございます。それでは、この本案につきまして、本日、現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して11番林委員、報告をお願いします。

11番： こちらも、本日午前9時から、谷川委員、長谷川委員、事務局の方と現地調査に行きました。やはり事務局の説明どおりに、田として利用するのは難しいので、やむを得ないと思います。

以上です。

議長： ありがとうございます。本件についてご質問はありませんか。よろしいですか。  
(質問、意見なし)  
ご質問がないようですので、報告第1号を終わります。

◇ 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

議長： 次に、報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」、ご説明いたします。38ページにお進みください。

今回、9件の届出がございました。

1番の届出につきましては、桑原の田4筆、畑1筆でございます。権利取得者は桑原にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和4年7月29日で、相続による所有権の移転でございます。田は〇〇〇が耕作し、畑は自己管理することとでございます。

39ページまでまたがっております。2番の届出につきましては、権世の田13筆、畑6筆でございます。権利取得者は権世にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和3年11月3日で、相続による所有権の移転でございます。自己管理することとでございます。

3番の届出につきましては、井江葎の田1筆、畑7筆でございます。権利取得者は花乃杜にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和4年8月15日で、相続による所有権の移転でございます。自己管理することとでございます。

4番の届出につきましては、清間の田3筆でございます。権利取得者は清間にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和4年8月4日で、相続による所有権の移転でございます。〇〇〇が耕作することとでございます。

40ページにお進みください。5番の届出につきましては、中番の田5筆、畑1筆でございます。権利取得者は中番にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和4年8月22日で、相続による所有権の移転でございます。田は〇〇〇が耕作し、畑は自己管理することとでございます。

6番の届出につきましては、井江葎の畑1筆でございます。権利取得者は井江葎にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和3年12月17日で、相続による所有権の移転でございます。自己管理することとでございます。

7番の届出につきましては、大溝三丁目の田3筆、新用の田1筆、南金津の田5筆、市姫三丁目の畑4筆でございます。権利取得者は市姫二丁目にお住まいの〇〇

〇〇さんでございます。権利取得日は令和4年8月9日で、相続による所有権の移転でございます。今回、農地法5条で説明のあったとおり、大溝三丁目の3筆は宅地造成すると報告を受けております。新用の田1筆、南金津の田4筆は〇〇〇、南金津の田1筆は〇〇〇が耕作し、ほかは自己管理するとのことでございます。

41ページをお開きください。8番の届出につきましては、蓮ヶ浦の田1筆、畑1筆、北潟の畑3筆でございます。権利取得者は四日市市にお住まいの〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、名古屋市にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は平成23年12月9日で、相続による所有権の移転でございます。自己管理するとのことでございます。

9番の届出につきましては、蓮ヶ浦の田1筆でございます。権利取得者は四日市市にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和4年1月18日で、相続による所有権の移転でございます。自己管理するとのことでございます。

以上で説明を終わります。

議 長： 本件につきましてご質問はありませんか。

2 番： 素朴な質問ですけど、41ページの方、皆さん県外にいらっしゃる方なのかなと思うんですけど、自己管理するって言いますけど、できるんでしょうかね。

事 務 局： 今、説明する耕作される方については、利用権設定をしている方を報告してるんですが、この農地については利用権設定がなされていません。それで、自己管理については住宅契約なども含みます。今回のこの8番、9番については、〇〇〇〇さんから報告がありまして、あわら市の方に耕作を依頼して、また権利の書類も提出するということで報告を受けています。

議 長： よろしいですか。ほかに質問はありませんか。

(質問、意見なし)

ないようですので、報告第2号を終わります。

◇ 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について

議 長： 次に、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局： では、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について」、ご説明いたします。42ページにお進みください。

今回、2件の届出がございました。

1 番、2 番につきまして、指中の畑 2 筆で、賃借人は〇〇〇〇でございます。  
以上で説明を終わります。

議 長： 本件につきましてご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

ないようですので、報告第 3 号を終わります。

#### ◇ その他(1)

議 長： 日程第 6、その他の(1)「10月の農業委員会定例総会開催予定について」、事務局の説明を求めます。

事務局： 10月の定例総会につきましては、10月26日水曜日1時半から開催することとしたいと思います。

議 長： ただいまの事務局の説明に対しまして、ご意見はありませんか。

ただいま、次の10月の総会の日取りにつきましては、10月26日水曜日の午後1時半に開催することといたしますので、よろしく願いいたします。

#### ◇ その他(2)

議 長： 次に、その他について、事務局の説明を求めます。

事務局： 【説明】

議 長： ただいまの事務局の2点の説明に対しまして、ご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

ないようですので、これで終了したいと思います。

事務局： 【説明】

議 長： では、先ほどご意見が出てました八木委員、その他の中で発言をしてください。

八木推進委員： すみません、それではもう一度、ちょっと取らせてもらいます。

前々回、4回目の委員会のときに、県の事務局が見えて話された中で、活動記録簿を書いてくださいというのをよく説明されておったんですが、その際、5番の館さんのほうから、この活動記録簿の中から何か改善された事柄があるんですかと質問があったんですけど、十分な返事が聞けなかったんで、それを聞きたいと。皆さ

ん提出していますが、この中で何か改善された事柄はあるんでしょうかね。

事務局： 八木委員の今のご質問なんですけれども、活動記録簿を出してくださいということで、あのとき事務局長様からも、私のほうからもお願いしてるかと思うんですけれども、その内容につきまして、そこに、活動記録簿に記された内容について、県を通じて国に要望として届くのかというような内容だったかなと思うんですけれども、あのときは、実は、事務局長様はそういったことも、声を届けるようなこともありますというふうに、あの場では回答されたわけなんですけれども、実際のところ、事務局長様から後日連絡がありましたところ、そのように皆様の前では活動記録簿の内容から吸い上げて国に声を届けてますというふうにおっしゃったんですけれども、実際活動記録簿というものは、そもそも皆様の意見を吸い上げるというよりも、皆様の農業委員、最適化推進委員さんとしての活動の内容を記してもらったものであって、声を届けるものとはちょっと異質なものでして、事務局長様としては、あのときに皆様の声を拾いたいという意味で、記録簿から国に要望していますよというふうな回答いただいたと思うんですけれども、実際のところ、農業会議さんの国への要望を読んだところ、活動記録簿から吸い上げて国に要望したというような、実は内容ではなかったんですね、実のところ。そもそもは活動記録簿というものがそういう質のものではないということもありまして、ちょっとあのときにはあんなふうに回答されたんですけれども、後日、国に出してる要望を、私もちょっと見せていただいたんですが、活動記録簿から吸い上げたというような内容ではなかったもので、ちょっとこのような場で、皆様の前でちょっとご報告ということはちょっとためられまして、あえて言うてはいなかったんですけれども。すみません、そういった内容で。申し訳ありません。

八木推進委員： 今、言われたのは分かりますけど、私有地とかだんだん荒らされていくところをなくしていこうというのが、このそもそもの役割なんで。例えば、そういうことをこの活動記録に書いたりしてるんですけど、生かされるというのか、ちゃんとやってるか、やってないかというのを知りたいという、そういうことですか。

事務局： もちろん、皆さんがちゃんとされてるというのは理解してるつもりですけれども、見える形で残したい、見える形で報告するというふうになっておりますので、ちょっと皆様にはお手数かけますけれども、活動しているにもかかわらず、それをまた紙に書かなくてはいけないという意味で大変申し訳なく思っていますが、これについては、もうこのような形で残していこうという方針、国の方針ですので、よろしく願いいたします。

議 長： よろしいですか。ほかにございませんか。事務局はほかにないでせんか。  
(質問、意見なし)

◇ 閉 会

議 長： ないようでせんので、今日の会議はこれで閉じたいと思いでせん。どうもご苦労さまでした。

令和4年9月27日

議 長

委 員

委 員